

確定申告、町県民税申告が始まります

申告期間は2月16日(月)～3月16日(月)まで

平成20年分所得税の確定申告および平成21年度町県民税の申告の時期になりました。

この申告に基づき、平成20年分所得税額と所得が確定し、平成21年度分の町県民税や国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料などの税額や料金を算定します。この申告をされないと、国民健康保険税などの減額対象者となる場合に減額措置が受けられなくなったり、所得証明などの証明書が発行できません。期間内の申告をお願いします。



なお所得税の確定申告書を税務署に提出した場合または、年末調整を受けた給与所得以外の所得がない場合は、あらためて町県民税の申告をする必要はありません。各集落の相談日の日程は、本紙7ページに掲載しています。

確定申告等の必要な方

- 1、商業・工業・農業などの事業を営んでいる方
- 2、株式等の配当・家賃・地代などの収入がある方
- 3、土地・建物などの資産を売り、その収入がある方
- 4、給与所得のある方で次に該当する方
 - ①給与の年収が2千万円を越える方
 - ②給与以外の所得（収入金額から必要経費を除いた後の金額）が20万円を超える方
 - ③年末調整をした内容から変更がある方
（例）扶養にしていた子の所得が38万円を超えていた
 - ④年の途中ででの退職などにより年末調整ができていない方
 - ⑤給与を2か所以上から受けている人で、従たる給与の収入金額と②の所得の合計が20万円を超える方
 - ⑥同族会社の役員などで、その法人から貸付金の利子や不動産の貸付料などを受け取っている方
 - ⑦源泉徴収が行われないう給与を受けている方
- 5、公的年金所得のみの方で次に該当する方
 - ①生命保険料控除などの所得控除を受けられる方
 - ②公的年金を複数から受取っている方
- 6、個人年金の受取がある方
- 7、生命保険等の満期返戻金などの受取りがある方
- 8、住宅の取得・増改築などにより住宅借入金等特別控除を新たに受けられる方
- 9、収入のない方
国民健康保険税などの減額対象者となる場合に、減額措置が受けられなくなったり、所得証明等の証明書の発行ができませんので、該当となる方は必ず申告をしてください。
1～9以外の場合でも申告が必要となる場合がございますので、ご不明な点などがありましたら住民課税務室へお問合せください。